# 鉾田市求職者等に対するセクシャルハラスメント対策基本方針

## １　目的

本市では，多様な人材の確保および行政サービスの充実を図るため，職員採用試験の受験者やインターンシップなど，多様な求職者等を受け入れています。

こうした求職者等の活動は，本市の将来を担う人材の選択に関わる極めて重要なものです。しかしながら，職員から求職者等に対する性的な言動により，その求職活動等が阻害されるような事態が生じることは，個人の尊厳を深く傷つけるだけでなく，市政に対する社会的信用を失墜させるものです。

このことに鑑み，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）に基づき，本市における求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という。）の防止および発生時の適切な対応に関する本方針を定めました。

## ２　基本方針（組織としての姿勢）

（１）求職者等セクハラの根絶

本市で働く全ての職員に，求職者等セクハラを決して許さない姿勢を徹底します。

（２）安全で公正な求職活動環境の保持

採用活動やインターンシップ等の場において，求職者等が安心して活動に専念できるよう，公正で良好な環境を保持します。

（３）毅然とした対応とプライバシーの保護

万が一，求職者等セクハラが発生した場合には，組織として迅速かつ的確に対処するとともに，被害を受けた求職者等および調査に協力した職員のプライバシーを保護し，いかなる不利益取扱いも行いません。

## ３　定義

（１）求職者等セクハラ

職員による性的な言動により，求職者等の求職活動等が阻害されることをいいます。

なお，求職者等セクハラは，男性も女性も，加害者にも被害者にもなり得る問題です。また，異性に対するものだけではなく，同性に対するものも該当します。さらに，求職者等セクハラは相手の性的指向（恋愛又は性愛がいずれの性別を対象とするか）又はジェンダーアイデンティティ（自己の性別についての認識）にかかわらず，該当することがあり得ます。

（２）求職者等

①本市への就職を希望する者

②職業の選択に資する活動を行う次のような者

・職員採用試験の受験者，採用イベント及び説明会等への参会者

・本市が受け入れる実習やインターンシップ等の参加者

（３）求職活動等

求職者等が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動（ＳＮＳ等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものを含む。）を指し，例えば以下のものが含まれます。

・職員採用試験への受験，採用イベントや説明会等への参加，職員への訪問等

（４）性的な言動

性的な内容の発言及び性的な行動をさし，たとえば以下の内容が該当します。

〇性的な内容の発言

（例）・性的な事実関係を尋ねること

・性的な内容の情報を意図的に流布すること

〇性的な言動

（例）・性的な関係を強要すること。

・必要なく身体に触ること。

・わいせつな図画を配布すること。

## ４　職員が遵守すべき事項

（１）職員の心得

職員は，求職者等を市政の担い手を迎える立場を自覚し，常に誠実かつ公平に接することを心得なければなりません。

（２）必要な注意の義務と禁止事項

職員は，採用活動，面接，インターンシップ等のあらゆる場面において，求職者等に対する言動に十分な注意を払わなければなりません。また，性別役割分担意識に基づく言動がハラスメントの発生原因・背景になり得ることを自覚しなければなりません。

特に，以下に類するような行為は，厳格に禁止されるべきものとなります。

・性別，容姿，結婚・恋愛観など選考と直接関係のない不必要な質問や言動

・選考と無関係な個人的な食事・デートの誘いや，個人 SNS・連絡先交換の強要

・採用選考上の立場を利用した不適切な要求や優越的な接触行為

（３）採用試験におけるルール等

採用試験の実施にあっては，以下のルールを徹底します。

〇面接・面談のルール

・採用試験の受験にあたり，面接時間や面接場所を事前にお知らせします。

・面接は，庁舎会議室等の公共施設で，原則２名以上の職員で実施します。

・面談を１対１で実施する場合は，オープンスペース等，透明性が確保できる場所で実施します。

〇連絡手段のルール

・連絡手段は，鉾田市で利用するメールアドレスや固定電話，文書郵送にて実施します。

（4）他のハラスメントへの配慮等

求職者等には，セクシュアルハラスメントのみでなく，パワーハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに類する行為を行ってはなりません。また，住民や他の関係者による求職者等へのハラスメントが疑われる場合も，適切に対応します。

## ５　求職者等セクハラへの対応

・本市と求職者等の間に問題が発生したときは，求職者等のプライバシーを厳守のうえ，迅速に事実確認を行うともに，合理的な解決に向けて相互に真摯な話し合いに努めます。
・求職者等の公平な選考機会の再確保や被害回復に向けた適切な措置を講じます。
・悪質なものや犯罪行為と判断した場合は，警察・弁護士等と連携し，法的措置等も含め厳正に対応します。
・必要に応じて，録音及び録画等，その行為の記録を残すと共に，証拠として関係各所に提出します。
・求職者セクハラを行った職員に対しては，関係法令に基づき厳正に対処するとともに全庁的な再発防止策を徹底します。
・求職者等からの苦情・相談に対応するため，相談窓口を職員採用ホームページやパンフレット等を通じて広く求職者等に周知します。職員に対しても，相談窓口の存在や，相談・調査協力に伴う不利益取扱いの禁止を周知します。
・求職者等セクハラへの対応方法等について，職員に必要な教育を行います。
・セクシュアルハラスメントを受けた求職者等からの相談に応じ，心身のケアに努めるとともに，再発防止に取り組みます。

## ６　相談窓口

求職者等セクハラに関する相談窓口を以下のとおり定めます。求職者等のみでなく，職員からの相談にも対応します。

| 相談先 | 連絡先 |
|---|---|
| 鉾田市　人事課 | 〒311-1592　鉾田市鉾田 1444 番地１<br>電話　0291-36-7147（直通） |

〇お寄せいただいた相談内容や個人情報は，相談者の同意なく目的外使用や第三者へ開示することは一切ありません。
〇ご相談や事実確認へのご協力が，採用選考の合否判断に不利益を与えることは絶対にありません。
〇相談を行った職員にも，不利益な取扱いをすることは決してありません。